

益田市ふるさとづくり寄附金返礼品調達発送等事業者応募要領

(R7. 2. 1)

1 目的

本市のふるさとづくり寄附の推進と市内産業の活性化に寄与することを目的に、ふるさとづくり寄附金の寄附者に対して、地元特産品等のお礼の品（以下、「返礼品」という。）を提供していただける事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

2 対象事業者

下記の要件に全て適合する事業者を対象とします。ただし、全ての要件に適合する事業者であっても、市が適当でないと認めた場合は対象となりません。

- （１）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、田畑等の生産拠点のいずれかを市内に有する法人・団体又は、個人事業者等であること。ただし、本市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、益田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （３）破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定されている暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （７）益田市税等の滞納がないこと。

3 対象返礼品

下記の要件に全て適合する返礼品を対象とする。ただし、全ての要件に適合する返礼品であっても、市が適当でないと認めた場合は対象となりません。

- （１）益田市の魅力を発信する商品またはサービスであるもの。
- （２）平成３１年総務省告示１７９号及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」で規定する返礼品に適合している、次の各号のいずれかに該当するもの。
 - ア 市内で生産・収穫された農林水産物
 - イ 市内で生産された原材料が主要な部分を占める飲食料品・製品
 - ウ 市内で主要な部分が加工・製造された飲食料品・製品
 - エ ア～ウの複数を組み合わせたもの

オ 市の魅力を伝えるオリジナル製品

カ 市内において提供される、市と関連性の有るサービス

キ 島根県内の共通返礼品として認定されているもの

- (3) 品質及び数量の面で、安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- (4) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守し、酒類・生鮮食品等提供にあたり許認可を要するものにあつては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。
- (5) 飲食料品の場合は、寄附者に返礼品到着後適切な賞味期限が保証されるもの。
- (6) 牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

4 返礼品の代金及び寄附額

- (1) 返礼品の価格は、商品代金・梱包代・人件費を含んだ税込価格（2,400円以上）とすること。送料は、実費分を市が負担するため、価格に含めないこと。また、商品代金については、返礼品の市場価格を考慮した上で適切な価格を設定すること。
- (2) 寄附額は千円単位で市が設定することとし、異議は受け付けない。

5 委託料（返礼品及び送料）の請求方法

- (1) 委託料（返礼品及び送料）について、各月1日から同月末までの出荷完了分を翌月12日までに請求すること。なお、請求書には発送伝票等確認できる資料を添付すること。
- (2) 分割して返礼品を発送した場合は、発送の都度、委託料（返礼品及び送料）を請求できる。
- (3) 益田市会計管理者より指定された口座へ請求金額を入金するので、相手方登録届出書を提出し、口座登録を行うこと。

6 応募手順（方法）

(1) 提出書類・提出先

以下の①～②に掲げる提出書類を益田市産業支援センターへ、③～⑤を株式会社ワールドワンへ提出すること。

提出書類	提出先	必要部数
①参加申請書（様式第 1 号）	益田市産業支援センター （ふるさと納税担当）	各 1 部
②誓約書（様式第 2 号）	※提出方法※ メール・持参・郵送	
③返礼品等提案書〔地場産品〕（様式第 3 号）	株式会社ワールドワン （益田市ふるさと納税業 務受託事業者）	
④返礼品等提案書〔サービス〕（様式第 4 号）		
⑤提案品全品分の「返礼品等提案書（様式第 3		

号及び4号)のデータ」及び「画像データ」	※提出方法※ メール・郵送	
----------------------	------------------	--

※選定事務手続きの中で、次の書類の提出を求める場合があります。

〔法人〕履歴事項全部証明書

〔個人〕本籍地発行の代表者身分（元）証明書

※継続事業者のうち変更がない事業者については①～②の提出は不要です。

※既に提供している返礼品等については③～⑤の提出は不要の場合があります。

（2）応募期間 随時受付

7 認定及び契約について

（1）返礼品の認定

提案内容を「益田市ふるさとづくり寄附金返礼品選定委員会」に諮り、委員の合議で返礼品として認定を行う。なお、同種又は同等規格の返礼品が複数品提案され、又は複数者から提案された場合には、選定委員会における審議の上、一部の提案のみを採用することがある。

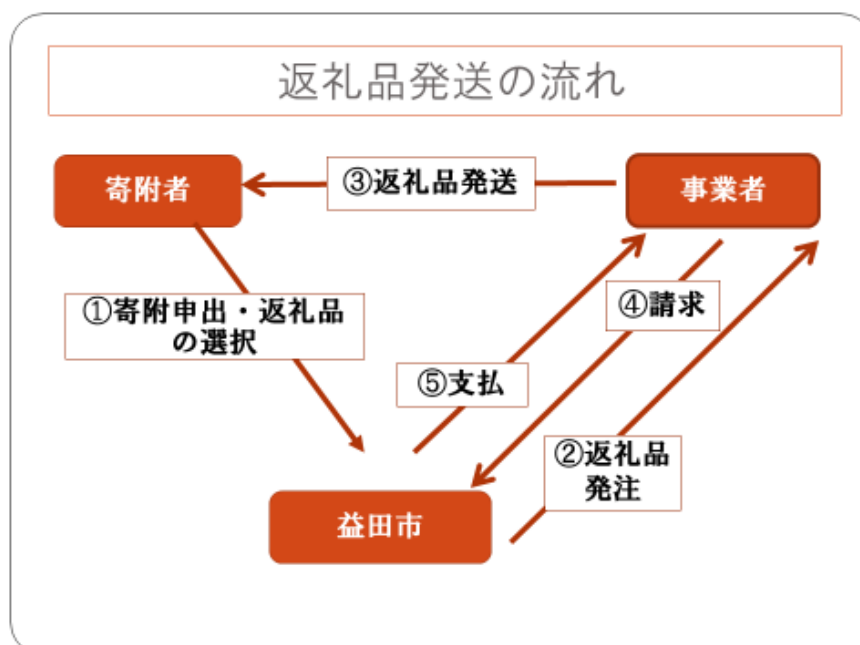
また、認定の結果については、書面で通知する。ただし、要件に該当しなくなった場合や、国が定めるふるさと納税制度の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断した場合は、認定を取り消す場合がある。

（2）契約

市と事業者の間で、返礼品の購入単価等を定めて返礼品調達発送等業務委託契約を締結する。なお、契約期間は、令和7年度から令和9年度末までとし、その間返礼品の追加等があった場合は、変更契約書に追加する。

8 返礼品発送の流れ

益田市、寄附者、事業者との関係は下図のとおりです。



9 問い合わせ・クレーム対応について

- (1) 返礼品の発送から到着までの寄附者との調整、また返礼品及び発送についての問い合わせやクレーム対応については原則、事業者の責任で行うものとする。クレーム対応については、市へ状況や内容などを報告すること。
- (2) 寄附者からの品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配達を行なった場合に係る費用は、返礼品取扱事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

10 その他留意事項

- (1) 積極的に益田市のPR等を行い、シティプロモーションに努めること。
- (2) 返礼品の変更・中止をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告すること。
- (3) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告すること。
- (4) 登録された事業者が事業者としての要件に適合しなくなったと認める場合、もしくは総務省から疑義照会があった場合には、その登録を一時停止または取り消すことがある。
- (5) 申込内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消し、違約金及び損害賠償の対象となり得ることがある。
- (6) 返礼品内容について、予告なく調査・確認を行うことがあり、協力がない場合は、登録を取り消すこととする。

11 問い合わせ先

[公募に関すること]

益田市 産業経済部 産業支援センター (担当：園部・原田)

所在地：〒698-8650 益田市常盤町1番1号

電話：0856-31-0332

FAX：0856-22-0437

E-mail：furusatokifu@city.masuda.lg.jp

益田市ふるさとづくり寄附金特設サイト：

<https://www.city.masuda.lg.jp/site/furusato-kifu/>

[返礼品・提案内容に関すること]

株式会社ワールドワン (益田市ふるさと納税業務受託事業者)

所在地：〒697-1322 浜田市日脚町774-1

電話：0855-25-5170

FAX：0855-25-5171

E-mail：inquiry@worldone-inc.jp

HP：<https://www.worldone-inc.jp/>